

2005年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

1. 対象期間

2005年4月1日 ~ 2006年3月31日

2. 法定基準の遵守状況

		ASR 1	エアバッグ類
再資源化率 2	基準	30%以上(2005年度~2009年度) 50%以上(2010年度~2014年度) 70%以上(2015年度~)	85%以上
	実績	70.0%	93.5%

3. 再資源化等の状況

		ASR	エアバッグ類		フロン類 3	
引取台数	指定引取場所での引取台数 4	132,674 台	取外回収台数	5,544 台	CFC 引取台数	45,355 台
	委託全部利用投入解体自動車台数 5	15,416 台	車上作動台数	10,496 台	HFC 引取台数	62,265 台
			一部取外回収 / 一部車上作動台数	129 台		
合計	148,090 台	合計	16,169 台	合計	107,620 台	
引取量	ASR 引取重量	18,902.4 t	取外回収個数	7,141 個	CFC 引取重量	13,157.8kg
	委託全部利用引渡 ASR 相当重量	2,291.9 t	車上作動個数	18,330 個	HFC 引取重量	20,944.5kg
	合計	21,194.3 t	合計	25,471 個	合計	34,102.3kg
再資源化重量	再資源化施設 ASR 投入重量 6	14,687.7 t	再資源化施設引取重量	3,313.1kg	—————	
	再資源化施設 ASR 排出残さ重量	1,950.8 t				
	委託全部利用投入 ASR 相当重量	2,132.1 t	再資源化重量	3,098.9kg		
	委託全部利用排出残さ重量	29.9 t				

エアバッグ類再資源化重量について公表後一部再資源化委託施設で実績の修正が行われましたので  
下記項目の修正を致しました。

・再資源化施設引取重量	・ ・ ・ ・ ・	3,317.6 kg (修正前)	3,313.1 kg (修正後)
・再資源化重量	・ ・ ・ ・ ・	3,103.3 kg (修正前)	3,098.9 kg (修正後)

#### 4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	ASR	エアバッグ類	フロン類	合計
払渡しを受けた預託金の額	782,798,680 円	27,060,526 円	226,094,975 円	1,035,954,181 円
再資源化等に要した費用	813,752,251 円	27,852,075 円	236,622,898 円	1,078,227,224 円
収 支	30,953,571 円	791,549 円	10,527,923 円	42,273,043 円

#### [注記]

1. ASR (= Automobile Shredder Residue) とは、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る破碎残さ。

2. 再資源化率

$$\text{ASR 再資源化率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 投入重量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 排出残さ重量} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{投入 ASR 相当重量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{排出残さ重量} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{ASR 引取重量} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{委託全部利用引渡 ASR 相当重量} \end{array} \right]}$$

$$\text{エアバッグ類再資源化率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化重量} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化施設引取重量} \end{array} \right]}$$

3. CFC (= 特定フロン CFC12)・HFC (= 代替フロン HFC134a) はともにカーエアコン用冷媒。富士重工業は 1994 年までに CFC からオゾン層に害のない HFC に切替えを完了したが、HFC も地球温暖化には影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。

4. 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。

5. 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先(解体事業者、プレス・せん断処理業者)が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。

6. 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。